

民法講座

研修のねらい

- 民法を基礎から学びます。
- 民法の諸原則への理解を深めます。
- 業務における私法上の諸問題に対応する能力の向上を図ります。

期 日

【1日目】:平成28年12月6日(火)→平成28年12月5日(月)
 【2日目】:平成28年12月7日(水)→平成28年12月6日(火)
 【3日目】:平成28年12月15日(木)

※集合時間:1日目9時45分 2日目以降9時30分

研 修 会 場

自治研修所 2階 203研修室

対 象 者

一般職員

計 画 人 数

46人

講 師

大学教員

研修の概要

社会生活におけるルールを定める民法は、自治体職員が習得すべき基本的な法律の一つです。当講座では、民法の諸原則を理解するとともに、自治体の実務に関わりが深い部分について学びます。

また、事例や判例の研究を通して、実務における私法上の諸問題に的確に対応できる能力の向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
1日目		開講 オリエンテーション	民法総論 (自治体実務関係)	休憩	民法総論 (自治体実務関係)	
2日目		民法上の契約行為・財産権 (講義)		休憩	民法上の契約行為・財産権 (講義)	
3日目		不法行為と損害賠償・家族法 (講義)		休憩	不法行為と損害賠償・家族法 (講義)	閉講

■ 受講生の声

- ・講師による身近な具体例を挙げての説明が分かりやすかった。
- ・民法は自分で意識していなくとも身近なところにあり、知れば知るほど面白みがあった。
- ・業務の背景・基礎となる法の考え方を学ぶことができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7F
 TEL029-303-1326 FAX029-233-1031
 E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>